

石川県獣医師確保修学資金給付事業（高校生等対象）実施要領

第1 目的

近年国民の食の安全に対する意識が高まる中で、畜産農家における家畜伝染病の発生及びまん延防止を図ることは重要となっている。そのためには家畜防疫員となる石川県職員として勤務する獣医師の確保が必要であるが、ペットブーム等の影響もあり獣医師の確保が困難となっている。

このため、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）の別表の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金給付事業を事業実施主体が実施するに当たり、石川県が共同負担者として獣医系大学において獣医学を専攻し、将来産業動物獣医師を志す生徒を対象に、修学資金を給付することにより、「本県で家畜防疫員として勤務する獣医師職員」（以下「獣医師職員」という。）を安定的に確保することを目的とする。

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）であり、本事業の共同負担者は、石川県とする。

第3 事業内容

1 対象者

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学が設定する地域枠等の特別選抜枠のうち、共同負担者の推薦を受けた者のみを対象とした入学試験枠の試験に合格し、獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）のいずれかで、将来、獣医師免許取得後に本県の獣医師職員として従事しようとする者（以下「獣医修学生」という。）であること。

2 給付の条件

(1) 獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（令和3年6月1日付け3年度発中畜第1118号、以下「細則」という。）に基づき、中央畜産会と修学資金の条件付き給付契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）であること。

(2) 獣医修学生が獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費安全局長通知、以下「実施規程」という。）第4の3の規程によること。

ア 高校生等又は獣医学生である獣医修学生が次のいずれかに該当しないこと。

(ア) 退学すること

(イ) 獣医学以外を専攻すること（高校生等を除く）

(ウ) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められること

- (エ) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められること
- (オ) その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められること

イ 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。

ウ 獣医師免許を取得後、1年以内又は第7に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に本県の獣医師職員として就業すること。

エ 第7に規定する返還金の返還債務の履行の猶予の限度を超えて家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと。又は本県の都合（人事異動も含む）により獣医師職員以外の業務に従事しないこと。

オ 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間（第3の3の給付の休止に係る期間を除く。以下同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上、獣医師職員として従事すること。

(ア) 修学資金の給付月額が12万円以下の給付期間 2分の3

(イ) 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

(4) 除外対象者

獣医師の確保のための修学資金または同種の資金の交付を受けており、または受ける予定がある者

3 給付額及び給付期間

(1) 修学資金の給付額

ア 高校生等を対象とする修学資金

修学資金の給付額は、実施規程第4の2の規定により、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を上限とする。給付額は、高校生等、中央畜産会及び石川県の協議により決定するものとする。

イ 獣医学生を対象とする修学資金

給付額は1人当たり月額10万円（私立大学における獣医修学生については、1人当たり月額18万円）を上限とする。給付額は中央畜産会が給付額の2分の1以内を負担するものとし、石川県がその残額を負担するものとする。

(2) 給付期間

修学資金の給付期間は、獣医修学生と給付に関する契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、獣医学生を対象とする修学資金については、当該事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

3 給付の休止

中央畜産会は、獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行なわない。この場合においてこれらの月の分として既に給付された修学資金が

あるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として給付されたものとみなす。

また、獣医修学生が留年したときも同様となる。

4 給付の終了

中央畜産会は獣医修学生が実施規程第4の5の規定による次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

- (1) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき
- (2) 死亡したとき

第4 事業の周知等

県は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の目的、内容等の周知等を行うものとする。

第5 事業の実施方法等

- 1 県は中央畜産会に対して、実施規程細則第4に従い、別記様式1号の「獣医修学生募集要望書」を作成し、中央畜産会へ提出する。
- 2 県は、第3の1の対象者に対して、本事業の給付希望者の募集を行う。
- 3 県は、本事業の給付希望者に対して、選考試験を実施し、石川県獣医師確保修学資金給付事業（高校生対象）修学資金給付者等選考委員会において、修学資金給付候補者（大学選抜入試推薦者）を決定する。選考試験実施要領は別に定める。
- 4 修学資金給付候補者は、入学を希望する大学が実施する地域枠選抜入学試験を受験し、合格後に、中央畜産会と条件付き給付契約を結ぶ。
- 5 県は、獣医修学生を採用した場合、実施規程第4の3の（5）に基づき算出された期間以上、獣医師職員として業務に従事させることとする。

第6 修学資金の返還

- 1 中央畜産会は、獣医修学生が第3の2に違反したとき又は第3の4の（1）に該当したときは、実施規程第4の6の規定により、条件付き給付契約を解除し、修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を徴収する。
- 2 中央畜産会は、獣医修学生に返還請求を通知した日から6か月以内に返還金を返還させる。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

第7 返還金の返還債務の履行猶予

中央畜産会は、獣医修学生が実施規程第4の8の規程による次のいずれかに至ったときは、累積3年（（3）にあつては、当該事由が継続する間）を限度として、返還金の返還の債務の履行を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、第3の2の

(3) のオに規定する獣医師職員として従事した期間に算入しない。

(1) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき

(2) 本県の都合（人事異動も含む。）により一時的に獣医師職員としての業務以外の業務に従事することになったとき

(3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により獣医師職員としての業務に従事できないとき

第8 延滞利子

中央畜産会は、獣医修学生が、正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還金を返還しなかったときは、当該返還日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収する。

第9 返還金の処理

中央畜産会は、獣医修学生から、返還金の返還があったときは、速やかに知事に対し、本県の返還命令に従い、返還金のうち修学資金の給付額の負担分（以下「県負担分」という。）及び県負担分に係る加算金を本県に返還するものとする。

第10 返還の免除

中央畜産会は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、第7の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡、事故又は心身の故障のため、獣医師職員として業務に従事することができなくなったとき

(2) 本県のやむを得ない事情により、獣医師職員として業務に従事することができなくなったとき

第11 連帯保証人

修学資金の給付を受けようとする者は、連帯保証人（獣医修学生と連帯して契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

第12 報告

県は中央畜産会に対し、下記の場合に関係書類の提出を求めることができる。

一 給付契約の解除又は給付を休止したとき

二 修学資金の返還を請求したとき

三 修学資金の返還を免除したとき

四 修学資金の返還を猶予したとき

五 その他契約書に定めるとき

六 県が中央畜産会と協議のうえ、必要であると認めたとき

第13 事業の推進

県は、事業実施主体等との連携に努め、「石川県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」に基づき、本事業を計画的に推進するものとする。

第14 その他

この事業の実施にあたっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知）・畜産安全対策事業の運用について（平成20年4月22日付け19消安第15124号消費・安全局長通知）・実施規程及び実施規程細則のほか、この要領の定めるところによる。

また、その他この事業の実施に必要な事項については、関係機関で協議して別に定める。

附 則（令和5年7月24日 畜産第749号）

この要領は、令和5年度石川県獣医師確保修学資金給付事業（高校生等対象）から適用する。